

交 対 協 第 1 8 号

平成30年5月18日

埼玉県交通安全対策協議会各委員 様

埼玉県交通安全対策協議会

会長 埼玉県知事 上田 清司

(公 印 省 略)

平成30年夏の交通事故防止運動の実施について（通知）

交通安全対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年夏の交通事故防止運動実施要綱が決定されましたので、別添のとおり通知します。

本県では、4月末現在、高齢死者数が半数以上を占めていること、自転車乗用中の交通事故死者数が昨年同期と比べ5人増加していることが主な特徴となっております。

それら主な特徴を踏まえ、実施要綱では、「子供と高齢者の交通事故防止」、「自転車の安全利用の推進」、「飲酒運転の根絶及び路上寝込み等による交通事故防止」を県重点として定めることとしました。

つきましては、運動期間中はこれらの趣旨をご理解いただき、各委員と相互に連携・協力し効果的な活動が行われるようお願いいたします。

なお、例年実施している本運動の実施結果については、運動期間終了後別途照会させていただきます。

《担 当》

埼玉県交通安全対策協議会事務局 須藤
(埼玉県県民生活部防犯・交通安全課内)

電 話 048-830-2958

FAX 048-830-4757

E-Mail a2950-01@pref.saitama.lg.jp

平成30年夏の交通事故防止運動実施要綱

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、夏の解放感から起こる交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 実施期間

平成30年7月15日（日）から24日（火）までの10日間

3 統一行動日

- 7月15日（日） 街頭広報の日
歩行者保護の日
- 7月20日（金） 交通事故死ゼロを目指す日
ハイビーム活用推進の日
- 7月21日（土） 飲酒運転根絶の日

4 スローガン

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

5 運動重点

(1) 県重点

- ①子供と高齢者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③飲酒運転の根絶及び路上寝込み等による交通事故防止

(2) 市町村重点

市町村の交通安全対策協議会等は、上記の重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、市町村重点を定めることができる。

6 運動の進め方

県、市町村及び関係機関・団体は、相互に連携・協力し合い、本要綱に基づき、それぞれの実情に即した広報活動などを行い、全ての県民に周知を図るとともに、この運動への参加意識を高め、幅広い県民運動として展開する。

7 主な推進事項

(1) 子供と高齢者の交通事故防止

子供及びその保護者、高齢運転者を含む高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、県民総ぐるみで子供及び高齢者等に対する保護意識の醸成を図る。

- ・保護者から子供への安全教育の推進
- ・通学路等における子供の安全確保
- ・ドライバーに対する高齢者事故の特徴を踏まえた安全教育の推進
- ・高齢歩行者の死亡事故の特徴を踏まえた安全教育の推進
- ・身体機能や認知機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた安全教育の推進
- ・セーフティ・サポートカーS（サポカーS）の普及促進
- ・運転免許証の自主返納制度等の周知徹底

(2) 自転車の安全利用の推進

「自転車安全利用五則」の周知徹底を図り、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車損害保険等の加入促進及び自転車用ヘルメットの着用推進を図る。

- ・全ての自転車利用者に対する自転車損害保険等の加入促進
- ・自転車用ヘルメットの着用推進（特に高校生を含む子供及び高齢者）
- ・自転車運転者に対する夕暮れ時と夜間における反射材等の着用促進

(3) 飲酒運転の根絶及び路上寝込み等による交通事故防止

飲酒運転は「しない、させない、ゆるさない」を合言葉に、運転者をはじめ広く県民に対し、飲酒運転の悪質性や危険性、飲酒運転による交通事故の悲惨さを訴え、意識改革を進め、飲酒運転を根絶する。

- ・飲酒運転の悪質性、危険性を踏まえた安全教育の推進
- ・飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- ・自動車運送事業者等に対するアルコール検知器の使用等による飲酒運転の根絶に向けた取組の推進
- ・路上寝込み等の危険性に関する交通安全教育の推進

8 実施要領

本運動は、交通事故を防止するため、全ての県民が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーの実践を習慣付けるなど交通安全意識の向上を目指しています。

運転者・家庭・学校・職場・地域ぐるみで交通事故ゼロを目指しましょう。

＜自動車の運転者＞

- ・子供、高齢者の近くを走行するときは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど思いやりのある運転を心掛けましょう。
- ・高齢者マークを付けている自動車を見かけたら、その動きに注意し、思いやりのあ

る運転を心掛けましょう。

- ・歩行者が横断歩道のない交差点又はその付近を横断しようとしているときは、歩行者を優先し、その通行を妨げないようにしましょう。
- ・車間距離を詰めるなど、いわゆる「あおり運転」は大変危険です。相手に対して思いやり・ゆずり合いの気持ちを持って運転しましょう。
- ・学校等の周辺では、十分に速度を落として運転するとともに、通学時間帯にスクールゾーンを通行することはやめ、交通ルールを遵守しましょう。
- ・夕暮れ時は前照灯を早めに点灯させ、速度を抑えて運転しましょう。
- ・夜間の対向車・先行車がない状況では、走行用前照灯（ハイビーム）を積極的に使用しましょう。
- ・後部座席の同乗者に対してもシートベルトを必ず着用させましょう。
- ・幼児には、体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しましょう。
- ・児童には、体格によりシートベルトを正しく着用できないときは、ジュニアシート等を使用しましょう。
- ・出発前には、シートベルトの高さや緩みの調整や、チャイルドシート等の取り付け方やハーネス（肩ベルト）の締付け具合等を確認しましょう。
- ・飲酒運転や運転中におけるスマートフォンの使用は絶対にやめましょう。
- ・路上で寝込んでいる人を発見したら、速やかに110番通報をし、警察官が到着するまでその場で待機しましょう。

<自転車の運転者>

- ・自転車は車両との認識を持ち、原則車道を走行し、交通ルールを遵守しましょう。
- ・自転車が通行できる歩道を走行する場合でも歩行者を優先しましょう。
- ・二人乗りや並進、運転中の傘差し、イヤホン、スマートフォン等の使用は絶対にやめましょう。
- ・平成30年4月1日から自転車損害保険等の加入が義務化となったため、必ず自転車損害保険等に加入しましょう。
- ・安全のために乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- ・夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用しましょう。
- ・前照灯は、夕暮れ時から早めに点灯させ、夜間は必ず点灯させましょう。

<高齢者>

- ・加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等を踏まえた交通安全教室に積極的に参加し、交通ルール等を再確認するとともに、自身の身体機能や認知機能の変化を認識しましょう。
- ・道路を横断するときや、交差点を通行するときは「相手が止まるだろう」などと優先意識を持たず、自分の目でしっかり安全を確認しましょう。

- ・道路を横断するときは、特に左方から来る車に注意し、車両の直前・直後の横断はやめましょう。
- ・夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用しましょう。
- ・70歳以上の運転者は、高齢者マークを使用しましょう。
- ・自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された「サポカーS」の利用又は、運転免許証の自主返納を検討しましょう。

<家庭>

- ・「もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる」を合言葉に、子供に交通ルールやマナーを守る態度を身に付けさせましょう。
- ・通学路を子供と一緒に歩くなど、実践的に安全な通行方法を教えるとともに、日頃から子供のお手本となる行動をとりましょう。
- ・子供が自転車を運転する時は、乗車用ヘルメットの着用を徹底させ、高齢者が自転車を運転する時は、乗車用ヘルメットの着用を勧めましょう。
- ・夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するよう、声を掛け合いましょう。
- ・加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等を踏まえて、自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された「サポカーS」の利用や運転免許証の自主返納等について話し合う機会を設けましょう。
- ・自転車の前照灯は、夕暮れ時から早めに点灯させ、夜間は必ず点灯させるよう、声を掛け合いましょう。
- ・歩行中はスマートフォン等を使用せず、常に周りに注意を払うよう声を掛け合いましょう。
- ・飲酒運転の危険性や悪質性、飲酒運転による交通事故の悲惨さについて話し合いましょう。
- ・家族が飲酒後の帰り道で交通事故に遭うことのないように、時間をみて連絡して様子をうかがうようにしましょう。

<学校>

- ・通学路等の危険箇所を再確認し、児童・生徒の安全な通行環境を確保しましょう。
- ・自転車が通行できる歩道を走行する場合は、車道寄りを走行させ、歩行者がいる場合は徐行するなど、歩行者優先を指導しましょう。
- ・夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するよう指導しましょう。
- ・自転車の前照灯は、夕暮れ時から早めに点灯させ、夜間は必ず点灯させるよう指導しましょう。
- ・歩行中はスマートフォン等を使用せず、常に周りに注意を払うよう指導しましょう。

- ・自転車を運転する時は、乗車用ヘルメットを着用するよう指導しましょう。
- ・自転車の二人乗りや並進、運転中の傘差し、イヤホン、スマートフォン等の使用は絶対しないよう指導しましょう。
- ・夏休み中の交通事故に注意するよう、児童・生徒を指導しましょう。

<職場>

- ・朝礼や行事の機会を活用し、子供と高齢者の行動特性等を教育し、子供、高齢者の近くを走行するときは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど思いやりのある運転を指導しましょう。
- ・飲み会等があるときは、自動車を通勤等に使用している人に飲酒運転は絶対しないように改めて指導するとともに、帰宅時にはタクシーや運転代行事業者等を利用するよう指導を徹底しましょう。
- ・二日酔い等による飲酒運転を防止するため、アルコール検知器を活用し、飲酒運転の防止を徹底しましょう。
- ・運転中におけるスマートフォンの使用は絶対にやめるよう指導しましょう。

<地域>

- ・町内会などの各種会合の機会を活用し、高齢歩行者の死亡事故の特徴や、加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等を踏まえた交通安全教室を行うなど、地域の交通安全意識の向上を図りましょう。
- ・夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するよう声を掛け合いましょう。
- ・酒類販売店や飲食店等と協力して、地域から飲酒運転を根絶しましょう。
- ・路上で寝込んでいる人を発見したら、速やかに110番通報をし、警察官が到着するまでその場で待機しましょう。
- ・子供たちが道路上で遊ぶなど危険な行為を見かけたときは、やめるよう注意しましょう。

<事業者>

- ・高速乗合バス及び貸切バス等の乗客に対して、シートベルト着用の重要性をよく周知し、全ての座席でのシートベルト着用を徹底しましょう。
- ・タクシーの利用者に対して、全ての座席でのシートベルト着用を徹底しましょう。

<飲食店等>

- ・車両での来店の有無を確認し、運転者に酒類を提供しないなどハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- ・運転者が飲酒していることがわかった場合は、運転代行事業者等の利用させるよう徹底しましょう。